

## 周防大島町条件付一般競争入札心得（郵便入札・事後審査）

平成21年4月10日

制定

### （目的）

第1条 周防大島町の発注する建設工事について、条件付一般競争入札（郵便入札・事後審査）による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、周防大島町財務規則（平成16年周防大島町規則第47号）、周防大島町工事執行規則（平成16年周防大島町規則第149号）、周防大島町郵便入札実施要綱（平成18年周防大島町告示第14号。以下「郵便入札実施要綱」という。）、その他の法令に定めるもののほか、この心得に定めるところによる。

### （入札）

第2条 入札参加者は、仕様書、図書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について質疑があるときは、指定期日までに工事内容質問書を提出することができる。

### （入札参加の取消し）

第3条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けたとき。
- (2) 破産の宣告を受けたとき。

2 前項の申出を受けたときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

第4条 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、周防大島町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領（平成17年制定）により指名停止等を受けた場合は、その入札参加資格を取り消すものとする。

### （入札書等の提出）

第5条 入札参加者は、入札書、入札参加資格審査資料等（以下「入札書等」という。）を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、町が指定した郵便局（以下「指定郵便局」という。）に留め置きで郵送しなければならない。

2 入札書等は次に定める方法で郵送しなければならない。

(1) 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。

(2) 外封筒には、入札書を同封した内封筒及び入札参加資格確認資料を入れ、「入札書在中」を朱書き表記し、表に指定郵便局の郵便番号、住所、郵便局名及び入札執行機関名、裏に開札日、入札に係る工事（業務）名、入札参加者の住所、氏名を表記する。

(3) 内封筒には、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を表記し、宛名、入札に係る工事（業務）名、入札参加者の氏名を表記する。

3 入札書等は、入札執行通知で指定した到着期限（以下「到着期限」という。）までに、指定郵便局に到着しなければならないものとし、到着期限を過ぎて到着した入札書等は、理由の有無にかかわらず無効である。

4 入札書等を郵便局に投函する開始日は到着期限の10日前とする。

5 入札書の日付は、開札日を記入すること。

6 指定郵便局から受理した入札書等は、書換え、引換え又は取消しすることはできない。

7 町は入札書等の到着確認の問合せには、一切応じない。

（入札の辞退）

第6条 入札参加者は、入札書等を郵便局に投函後、入札を辞退する場合は、開札までに辞退届を財務課へ直接持参すること。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取り止め等)

第8条 町長は入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者の入札参加資格を取り消し、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 町長は郵便事情等により事故が発生した場合等により、必要があると認めるときは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

3 その他、特別な事情により入札執行することが困難と認められるときは入札を取り消すことができる。

4 再度の入札において、入札の辞退等により入札参加者が1人となった場合は、入札の執行を取りやめる。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 1つの入札について同一の者が2通以上の入札書を提出した入札

(3) 入札書に記名押印を欠く入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 予定価格を超える金額を記載した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 第5条に規定する郵送方法によらない入札

(8) 公告に示した入札に必要な入札参加資格審査資料等の提出のない入札

(9) 積算内訳書が必要な場合に、積算内訳書を同封しない入札及び提出された積算内訳書に以下の不備がある入札

ア 入札参加者の氏名及び住所並びに工事名が確認できないもの

イ 積算内訳書中の工事価格と入札金額が同一でないもの

ウ 積算内訳書において、「新土木工事積算体系の解説」の中項目(レベル2)

以上で、値引き等による調整、違算があるもの

(10) 総合評価方式による入札の場合、総合評価に必要な資料(技術提案資料)を提出しない者のした入札

(11) 到着期限を過ぎて到着した入札

(12) 明らかに不正による入札と認められる入札

(13) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

(入札書の取り扱い)

第10条 指定郵便局から受理した入札書等は、開札前を含め返却しないこととする。

入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はこれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(入札の方法及び落札候補者の決定)

第11条 入札は、郵便入札実施要綱による郵便入札により実施し、開札は広告で指定した日時、場所において行う。

2 開札後、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は予定価格と最低制限価格の範囲内）で、最低の入札価格を応札した者（以下「落札候補者」という。）を決定する。

3 入札参加者が1人の場合でも入札を執行する。

4 入札の回数は、再度の入札を含め3回までとする。ただし、予定価格を事前に公表した場合は、初度のみ1回とする。

5 再度の入札は、会場入札により実施する。

(開札の立会)

第12条 入札の開札は、立会人の立会いの下で行う。

2 立会人は、入札参加者が立会い、委任状を提出することにより、代理人が立会うこともできる。

3 開札日時になっても立会人を選任できない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

4 開札は、公開とする。

(落札候補者の事後審査)

第13条 開札終了後速やかに、落札候補者が入札公告に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かを審査（以下「資格審査」という。）し、落札者として決定する。この場合、落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者から順次資格審査し、落札者を決定できるまで行うものとする。

2 前項の資格審査の結果における落札候補者が、当該資格審査以降において無効又は失格となった場合には、前項の後段の規定の例により落札者を決定するものとする。

3 落札者が決定した場合は、次の順位以降の者については資格審査を行わない。

4 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、周防大島町の入札参加資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(低入札価格調査対象者)

第14条 低入札価格調査価格を設定した場合、開札の結果、低入札調査基準価格を下回った入札価格を応札した者がある場合には、順位に関わらずすべての低入札調査対象者について資格審査を行い、当該入札参加資格要件を満たしている者を低入札価格調査する。

2 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる者のうち、最低の価格を応札した者を、落札者に決定する。

3 低入札価格調査の結果、当該入札者全員が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、前条の例により落札者を決定する。

(同価格の落札候補者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第15条 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の応札者が2人以上あるときは、当該応札者全員を落札候補者に決定し、資格審査をする。

2 資格審査の結果、当該入札参加資格要件を満たすと認められた者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

3 資格審査の結果、当該入札参加資格要件を満たすものが1人の場合は、当該入札参加者を落札者に決定する。

(議会の議決を要する契約)

第16条 周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年周防大島町条例第46号）の規定により、議会の議決を要する契約については、落札後仮契約を締結し、議決を経た後、本契約を締結する。

2 仮契約締結後、議会の議決までの間に落札した者が、周防大島町の入札参加資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

(落札者決定の特例)

第17条 開札の結果次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合がある。

(1) 当該申し込みに係る入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に基づき最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申し込みをした他の者のうち、最低の価格で申し込みをした者を落札者とする。

(落札した場合の契約の手続)

第18条 落札した者は、落札決定後速やかに、契約担当者等から交付された契約書に記名押印し、速やかに契約担当者に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第19条 入札を行った者は、入札後、この心得、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。また、郵便事情等により入札書等が開札場所に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(その他)

第20条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 最低制限価格が設定された工事については、町長の定める予定価格と最低制限価格の範囲内で記載要領に基づき入札書に記載する。

3 入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。

附 則

この心得は、平成21年4月10日から施行する。

附 則（平成26年3月14日）

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 1 日）

（施行期日）

1 この心得は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 本心得の施行後の納入期限が令和元年 10 月 1 日増税日前までのものについては、  
なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 8 日）

この心得は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日）

この心得は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日）

この心得は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。